

平成27年5月8日

各 位

会社名 株式会社アサヒペン  
代表者名 代表取締役社長 田 中 猛  
(コード番号:4623 東証2部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 西 龍 夫  
TEL (06) 6930-5018

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第69期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 提案の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に併せて、現行定款に使用している文言を整理し、統一化を図るものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以 上

## &lt; 定款変更の内容 &gt;

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条(条文省略) (決議の方法)</p> <p>第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第17条～第19条(条文省略) (任期)</p> <p>第20条(条文省略) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第27条(条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条(条文省略) (新設)</p> <p>第29条～第31条(条文省略)</p> <p>第32条(条文省略) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第37条(条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第38条(条文省略) (新設)</p> <p>第39条～第46条(条文省略)</p>	<p>第1条～第15条(現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第17条～第19条(現行どおり) (任期)</p> <p>第20条(現行どおり) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任中の取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p>第21条～第27条(現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条(現行どおり) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第29条～第31条(現行どおり)</p> <p>第32条(現行どおり) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</p> <p>第33条～第37条(現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第38条(現行どおり) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第46条(現行どおり)</p>